

岩手県告示第 527 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 江刺東和線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東和町田瀬 21 区 145 番 4 地先から 3 地先まで	新	m 20.6~17.4	m 20.0
	旧	15.5~14.3	20.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 花巻地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 106 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市臺目第 1 地割 80 番 2 地先内	新	m 93.4~14.9	m 132.3
	旧	31.0~13.5	132.3
宮古市臺目第 1 地割 1 番 1 地先内	新	59.6~14.8	127.6
	旧	19.8~14.8	127.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 107 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字小股国有林 32 林班ぬ 3 小班地先からほ 4 小班地先まで	新	m 163.4~15.5	m 1,127.0

	旧	163.4～5.4	1,127.0
--	---	-----------	---------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高松第 11 地割 1 番 2 地先から 15 番 12 地先まで	新	27.2～12.8 m	m 95.8
	旧	18.0～8.6	95.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 花巻地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで